

改 正 後

(185 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書－特定の医療法人である連結法人の分)

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項（復興特別法人税申告書の添付書類）の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものと取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

（注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

（注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 前

(188 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書－特定の医療法人である連結法人の分)

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

（注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七(四)を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

（注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七(四)を含む。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 後

(186 個別帰属額等の一覧表)

個別帰属額等の一覧表

連結事業年度	:	:	連結親	
又は課税事業年度	:	:	法人名	

連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。

一連番号	法人名	納税地等	売上金額 個別所得金額又は個別欠損金額 個別帰属額	期中 加入
連結親法人			百万円 円 円	
連 結 子 法 人	1		外	
			外	
			外	
			外	
			外	
			外	
			外	
連結子法人数 法人	連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額		外	

(規格 A 4)

参 考	期首の連結子法人数	法人
	期中	
	加入した連結子法人数	法人
	離脱した連結子法人数	法人
	期末の連結子法人数	法人

改 正 前

(189 個別帰属額等の一覧表)

個別帰属額等の一覧表

連結事業年度	:	:	連結親	
又は課税事業年度	:	:	法人名	

連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。

一連番号	法人名	納税地等	売上金額 個別所得金額又は個別欠損金額 個別帰属額	期中 加入
連結親法人			百万円 円 円	
連 結 子 法 人	1		外	
			外	
			外	
			外	
			外	
			外	
			外	
連結子法人数 法人	連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額		外	

(規格 A 4)

参 考	期首の連結子法人数	法人
	期中	
	加入した連結子法人数	法人
	離脱した連結子法人数	法人
	期末の連結子法人数	法人

改 正 後

(186 個別帰属額等の一覧表)

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。

また、この一覧表は、復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の記載事項》の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保に関する特別措置法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、復興特別法人税申告書の添付書類として提出してください。

なお、連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税及び連結復興特別法人税の個別帰属額を記載したこの一覧表及びこれらの個別帰属額に関する書類を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額の一覧表及びその個別帰属額に関する書類を復興特別法人税申告書に添付したものととして取り扱われますので、これらの書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

(注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。

2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。

3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及びその付表並びに個別帰属額の計算の基礎を記載した書類 [別表三(二)～別表十七の二(三)付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表] の各様式) を使用して作成してください。

なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類[別表三(二)～別表十七の二(三)付表]及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表]の添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

(1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2) 「売上金額」欄は、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を百万円単位（百万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。

(3) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。

(4) 「個別帰属額」欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の金額を記載してください。

イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄

ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

(5) 「個別帰属額」欄の外書には「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「連結復興特別法人税個別帰属額3」欄の金額を記載してください。

(6) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付してください。

(7) 「連結子法人数 法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。

(8) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別帰属額等の合計を記載してください。

(9) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。

なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。

(注) この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

改 正 前

(189 個別帰属額等の一覧表)

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。

また、この一覧表は、復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の記載事項》の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保に関する特別措置法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、復興特別法人税申告書の添付書類として提出してください。

なお、連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税及び連結復興特別法人税の個別帰属額を記載したこの一覧表及びこれらの個別帰属額に関する書類を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額の一覧表及びその個別帰属額に関する書類を復興特別法人税申告書に添付したものととして取り扱われますので、これらの書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

(注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。

2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。

3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及びその付表並びに個別帰属額の計算の基礎を記載した書類 [別表三(二)～別表十七(四)及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表] の各様式) を使用して作成してください。

なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類[別表三(二)～別表十七(四)及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表]の添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

(1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2) 「売上金額」欄は、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を百万円単位（百万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。

(3) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。

(4) 「個別帰属額」欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の金額を記載してください。

イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄

ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

(5) 「個別帰属額」欄の外書には「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「連結復興特別法人税個別帰属額3」欄の金額を記載してください。

(6) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付してください。

(7) 「連結子法人数 法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。

(8) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別帰属額等の合計を記載してください。

(9) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。

なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。

(注) この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

改 正 後

(193 更正等に伴う連結利益積立金額等のお知らせ)

別紙 1 (翌期首現在連結利益積立金額) (枚のうち 枚目)

一連番号	区 分		翌期首現在連結利益積立金額
	法 人 名		
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額			
納 税 充 当 金			
未 納 連 結 法 人 税			
未納法人税及び未納復興特別法人税			
未 納 道 府 県 民 税			
未 納 市 町 村 民 税			
差 引 合 計 額			

25.06改正

改 正 前

(194 更正等に伴う連結利益積立金額等のお知らせ)

別紙 1 (翌期首現在連結利益積立金額) (枚のうち 枚目)

一連番号	区 分		翌期首現在連結利益積立金額
	法 人 名		
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額			
納 税 充 当 金			
未 納 連 結 法 人 税			
未納法人税			
未 納 道 府 県 民 税			
未 納 市 町 村 民 税			
差 引 合 計 額			

16.06改正

改 正 後

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

納税地	
法人名等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

印

復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日
至 年 月 日 課税事業年度分の復興特別法人税について下記のとおり復興特別
法人税額等の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額	法人税額	1	
	法人税額の特別控除額	2	
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	3	
	基準法人税額	4	
	課税標準法人税額	5	
復興特別法人税額		6	
控除税額		7	
差引復興特別法人税額		8	
還付復興特別所得税額		9	
差引合計税額		10	
既に納付の確定した復興特別法人税額		11	
差引納付すべき又は減少(-印)する復興特別法人税額		12	

この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額		賦課した加算税の額の計算明細	
本税の額	加算税	区 分	加算税の基礎となる税額
無申告加算税	申告加算税	賦課決定額	
過少申告加算税		変更決定後の賦課決定額	
重加算税	重加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

納税地	
法人名等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

印

復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日
至 年 月 日 課税事業年度分の復興特別法人税について下記のとおり復興特別法人税額等
の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額	法人税額	1	
	法人税額の特別控除額	2	
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	3	
	基準法人税額	4	
	課税標準法人税額	5	
復興特別法人税額		6	
控除税額		7	
差引復興特別法人税額		8	
還付復興特別所得税額		9	
差引合計税額		10	
既に納付の確定した復興特別法人税額		11	
差引納付すべき又は減少(-印)する復興特別法人税額		12	

この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額	
本税の額	
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細	
区 分	加算税の基礎となる税額
申告加算税	賦課決定額
重加算税	変更決定後の賦課決定額
	賦課決定額
重加算税	変更決定後の賦課決定額
	賦課決定額

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(202 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付 (注) してください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">延滞税の割合</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">7.3% <small>(注) 2</small> (納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)</td> </tr> </table>	延滞税の割合	7.3% <small>(注) 2</small> (納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">期間 (日数)</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><small>(注) 3</small> 法定納期限の翌日から完納の日まで</td> </tr> </table>	期間 (日数)	<small>(注) 3</small> 法定納期限の翌日から完納の日まで	=	延滞税の額 <small>(注) 4</small>
延滞税の割合										
7.3% <small>(注) 2</small> (納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)										
期間 (日数)										
<small>(注) 3</small> 法定納期限の翌日から完納の日まで										
365										

(注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することとなります。

具体的な割合は、次のとおりです。

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。

① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れまたは還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。)(国税通則法第61条)

② 期限後申告に係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第3号)

4 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。

延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 さきに、法人税法第75条、第75条の2、第81条の23又は第81条の24の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6 内容に不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

改 正 前

(202 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

(新 設)

改 正 後

(202 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
 に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、
 ）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
 れていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た
 後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
 送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
 することができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
 「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
 せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
 が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
 ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
 ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
 税務署長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、
 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
 れていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た
 後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
 送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
 することができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
 「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
 せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
 が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
 ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
 ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(202 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(廃 止)

改 正 前

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(202 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(廃 止)

改 正 前

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(203 復興特別法人税額の加算税の賦課決定通知書)

納税地	
法人名等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

㊟

復興特別法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり復興特別法人税に係る加算税を賦課決定します。

課税事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額	円
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（一印）する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（一印）する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（一印）する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（一印）する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（一印）する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（一印）する加算税の額	

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付（注）してください。
なお、納付書には、納付すべき加算税の額を課税事業年度ごとにそれぞれ別葉にして書いてください。

（注）納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(202 復興特別法人税額の加算税の賦課決定通知書)

納税地	
法人名等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

㊟

復興特別法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり復興特別法人税に係る加算税を賦課決定します。

課税事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額
自 年 月 日 至 年 月 日	申告 加算税	賦課決定額	円
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（一印）する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（一印）する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（一印）する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（一印）する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（一印）する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（一印）する加算税の額	

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付（注）してください。
なお、納付書には、納付すべき加算税の額を事業年度ごとにそれぞれ別葉にして書いてください。

（注）納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 課税事業年度分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 ）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求め訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 自平成 年 月 日、自平成 年 月 日 又は 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日、至平成 年 月 日 又は 自平成 年 月 日 課税事業年度分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求め訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(209 認定要件チェック表 (第3表))

(209 認定要件チェック表 (第3表))

(新 設)

認定要件チェック表 (第3表)

3 運営組織及び経理に関して次の要件を満たしていること							チェック欄
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること							
(1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等							
ロ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること							
ハ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと							
イ							
	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
①	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
②	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
申 請 時		人	人	%	人	%	
⑨ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。							
ロ							
	項 目	①	②	③	④	⑤	申 請 時
	会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
	帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
⑩ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。							
ハ							
	項 目	①	②	③	④	⑤	申 請 時
	費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

改 正 後

(209 認定要件チェック表 (第3表))

「認定要件チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「@」から「◎」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「@」から「◎」については、上記イに記載する各期間（「@」から「◎」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「@」から「◎」については、上記イに記載する各期間（「@」から「◎」）を示したものです。	

改 正 前

(209 認定要件チェック表 (第3表))

(新 設)

改 正 後

(210 役員の状況第3表付表1)

「役員の状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉓」から「㉔」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉓」から「㉔」については、認定要件チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉓」から「㉔」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②又は③に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と親族関係を有する者
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ⑤ ③又は④に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総数（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
 - 一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
 - 一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

改 正 前

(210 役員の状況第3表付表1)

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(212 認定要件チェック表 (第4表))

(212 認定要件チェック表 (第4表))

(新 設)

認定要件チェック表 (第4表) (初葉)

4 事業活動に関して次の要件を満たしていること	チェック欄
イ 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に規定する宗教活動又は政治活動等を行っていないこと	
ロ 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの親族等に対して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと	
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること	
ホ 助成金の支給を行った場合、事後にその内容等を記載した書類を提出すること	
ヘ 海外送金等(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には、事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後にその内容等を記載した書類を提出すること	

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又は反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者(候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し又は反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等に対する特別な利益の供与(親族等の範囲については第4表付表1を参照)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

④ 第4表付表1及び付表2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください(なお、旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。)

改 正 後

(212 認定要件チェック表 (第4表))

(次葉)

ハ

項 目	実績判定期間	
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

⑬ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載する必要はありません。

⑭ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・ 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目	実績判定期間	
受入寄附金総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

⑮ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載する必要はありません。

ホ

申請書提出時における助成金の支出予定の有無	有 ・ 無
-----------------------	-------

⑯ 助成金の支給を行った場合には、事後遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を提出してください。
 ⑰ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、提出時における予定を記載してください。

ヘ

申請書提出時における海外への送金又は金銭の持出し(200万円以下のものを除く。)の支出予定の有無	有 ・ 無
--	-------

⑱ 海外への送金又は金銭の持出しを行う場合には、事前にその金額及び使途並びにその予定日を記載した書類を提出してください。
 ⑲ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、提出時における予定を記載してください。

改 正 前

(212 認定要件チェック表 (第4表))

(新 設)

改 正 後

(212 認定要件チェック表 (第4表))

「認定要件チェック表」(第4表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イ及びロの各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください(なお、特定非営利活動促進法施行令(平成23年政令第319号)附則第4条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第(この認定要件チェック表(第4表)において「旧租税特別措置法施行令」といいます。)39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。) なお、当該「@」から「◎」については、認定要件チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。
共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を@欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	事業費以外の指標による認定申請は、その指標が合理的であると国税庁長官が認めた場合に認められます。
ハ	「事業費の総額①」欄 実績判定期間における収支計算書の支出の部の事業費の部分の金額の合計額を記載します。 なお、収益事業を区分して経理し複数の収支計算書を作成している場合には、全ての収支計算書の支出の部の事業費を合計した金額を記載します。	損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄 「事業費の総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る金額を記載します。	特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。
ニ	「受入寄附金総額①」欄 第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「A」欄の金額を転記します。	
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄 ハ「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄の金額を転記します。	ハ②欄を事業費以外の指標により記載した場合であっても、この欄は事業費により求めた場合のハ②相当額を記載します。
	「受入寄附金の充当割合③」欄 割合が100%を超える場合は、100%と記載します。	
ホ及びヘ各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	

改 正 前

(212 認定要件チェック表 (第4表))

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(213 財産の運用及び事業運営の状況等第4表付表1)

(213 財産の運用及び事業運営の状況等第4表付表1)

(新 設)

財産の運用及び事業運営の状況等 第4表付表1 (初葉)

法 人 名																																																																																																					
<p>1 役員、従業員、社員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者（配偶者及び三親等以内の親族）又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>（注意事項）</p> <p>「これらの者と特殊の関係にある者」とは、次の者をいいます。</p> <p>① 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者と親族関係を有する者（以下「役員等」という。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>② 役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>③ ①又は②に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引先の氏名等</th> <th>法人との関係</th> <th>譲渡資産の内容</th> <th>譲渡年月日</th> <th>譲渡価格</th> <th>その他の取引条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引先の氏名等</th> <th>法人との関係</th> <th>貸付資産の内容</th> <th>貸付年月日</th> <th>貸付対価の額</th> <th>その他の取引条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> </tbody> </table>						取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等					円						円						円						円						円						円						円		取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	貸付対価の額	その他の取引条件等					円						円						円						円						円						円						円	
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等																																																																																																
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	貸付対価の額	その他の取引条件等																																																																																																
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	

④ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類（事業年度報告書類）を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。

改 正 後

(213 財産の運用及び事業運営の状況等第4表付表1)

(次葉)

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等

⑨ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。

改 正 前

(213 財産の運用及び事業運営の状況等第4表付表1)

(新 設)

(214 財産の運用及び事業運営の状況等第4表付表2)

(214 財産の運用及び事業運営の状況等第4表付表2)

(新 設)

財産の運用及び事業運営の状況等 第4表付表2

法 人 名			
役員、従業員、社員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者（配偶者及び三親等以内の親族）又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する給与の支給等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。 （注意事項） 「これらの者と特殊の関係にある者」とは、次の者をいいます。 ① 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者と親族関係を有する者（以下「役員等」という。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ② 役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ③ ①又は②に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの			
1 給与を得た従業員の総数及び総額			
集 計 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
給 与 を 得 た 従 業 員 の 総 数	左 記 の 従 業 員 に 対 す る 給 与 総 額		円
2 役員報酬の支給			
受 給 者 の 氏 名 等	職 名	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			円
			円
			円
			円
			円
3 役員親族等である従業員に対する給与の支給			
受 給 者 の 氏 名 等	役 員 と の 関 係	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			円
			円
			円
			円
			円
4 役員を選任その他財産の運用及び事業の運営に関する事項			
（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。） <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>			

⑨ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類（事業年度報告書類）を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。

改 正 後

改 正 前

(215 認定要件チェック表 (第5表))

(215 認定要件チェック表 (第5表))

(新 設)

認定要件チェック表 (第5表)

5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させること	チェック欄
イ 特定非営利活動促進法第28条第3項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等	
ロ 役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程	
ハ 助成金の支給を行った場合及び海外送金等(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合に国税庁長官に提出した書類の写し	
ニ 収入の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類	
ホ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させることに同意する。		同 意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表、年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面)) ② 役員名簿等(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿) ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記簿謄本の写し)		
ロ	① 役員報酬の支給に関する規程 ② 従業員給与の支給に関する規程		
ハ	① 助成金の支給を行った場合に事後に国税庁長官に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に国税庁長官に提出した書類の写し		
ニ	次の事項を記載した書類 ① 収入金額の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収入及び支出の生ずる取引についてそれぞれ取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの親族等との取引 ④ 寄附者(役員又は役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た従業員の総数及び当該従業員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ホ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

- ④1 閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、当該細則(社内規則)等を添付してください
2 平成24年4月1日以前に開始した事業年度の上記イに係る閲覧書類は、旧特定非営利活動促進法第28条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等になります。

改 正 後

(215 認定要件チェック表 (第5表))

「認定要件チェック表」(第5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	<p>閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p> <p>※ この認定要件チェック表（第5表）において特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号)による改正前の特定非営利活動促進法を「旧特定非営利活動促進法」といいます。</p>

改 正 前

(215 認定要件チェック表 (第5表))

(新 設)

改 正 後

(216 認定要件チェック表 (第6・7・8表))

認定要件チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等を所轄庁に提出していること	チェック欄										
<p style="text-align: center;">特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無</p> <table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">㉑</td> <td style="width: 20%;">㉒</td> <td style="width: 20%;">㉓</td> <td style="width: 20%;">㉔</td> <td style="width: 20%;">㉕</td> </tr> <tr> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">㉑ 1 実績判定期間に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号。以下「改正特定非営利活動促進法」といいます。)の施行日(平成24年4月1日)前に開始した各事業年度が含まれる場合には、改正特定非営利活動促進法の規定による改正前の特定非営利活動促進法第29条第1項に規定する定款等についても、同項の規定により所轄庁へ提出している必要があります。</p> <p style="font-size: x-small;">2 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載する必要はありません。</p>		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕							
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無							

認定要件チェック表 (第7表)

7 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄												
<p style="text-align: center;">法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無</p> <table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">㉑</td> <td style="width: 16.6%;">㉒</td> <td style="width: 16.6%;">㉓</td> <td style="width: 16.6%;">㉔</td> <td style="width: 16.6%;">㉕</td> <td style="width: 16.6%;">申請時</td> </tr> <tr> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </table>		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時								
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無								

認定要件チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業年度</td> <td style="width: 25%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 15%;">設立年月日</td> <td style="width: 45%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">㉑ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載する必要はありません。</p>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

改 正 前

(216 認定要件チェック表 (第6・7・8表))

(新 設)

改 正 後

(216 認定要件チェック表 (第6・7・8表))

「認定要件チェック表」(第6表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、認定要件チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。

「認定要件チェック表」(第7表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、認定要件チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。

「認定要件チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日に記載します。	

改 正 前

(216 認定要件チェック表 (第6・7・8表))

(新 設)

改 正 後

(217 寄附金を充当する予定の事業内容等)

寄附金を充当する予定の事業内容等
 (旧租税特別措置法施行令第39条の23第5項第3号に規定する書類)

法人名

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄附金充当 予 定 額

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名

改 正 前

(217 寄附金を充当する予定の事業内容等)

(新 設)

改正後

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

1 資金に関する事項 [①収入金額の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項の詳細について規定している旧租税特別措置法施行規則第 22 条の 12 第 21 項の各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収入金額の源泉別の明細

収入源泉の内訳	金額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

改正前

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

(新 設)

改 正 後

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲 渡 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付に係る料金及び条件等

貸 付 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役 務 の 提 供 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

改 正 前

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

(新 設)

改 正 後

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収入の生ずる取引及び支出の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収入の生じる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 支出の生じる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

改 正 前

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

(新 設)

改 正 後

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

改 正 前

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

(新 設)

改 正 後

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
合 計				円

7 海外への送金等に関する事項 (その金額が 200 万円以下の場合に限る。) [⑦200 万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円

改 正 前

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

(新 設)

改 正 後

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

「旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類」記載要領

- 1 「1 資金に関する事項」欄
 - (1)欄には、寄附金収入、〇〇事業収入、〇〇資産売却収入、受取利息収入等の収入の源泉別の内訳を記載します。
 - (2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
 - (3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

- 2 「2 資産の譲渡等の内容に関する事項」欄
 - (1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

- 3 「3 取引の内容に関する事項」欄
 - (1)及び(2)の各欄には、収入及び支出が生じる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。
 - (3)の各欄には、役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

 - ① 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で当該①の者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②又は③に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの

- 4 「4 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員又は役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します（以下この記載要領において同じです。）。

 - ① 役員と親族関係を有する者
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②又は③に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの

- 5 「5 給与の総額等に関する事項」欄

当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

- 6 「6 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

- 7 「7 海外への送金等に関する事項」欄

200 万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

改 正 前

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)


(新 設)

(220 異動届出書 (認定特定非営利活動法人用))

(220 異動届出書 (認定特定非営利活動法人用))

(新 設)

異動届出書 (認定特定非営利活動法人用)

 <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長経由 国 税 庁 長 官 殿</p>	主たる事務所の 所在地又は納税地	〒	整理番号
	(フリガナ)		電話 () -
	法 人 名		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		Ⓜ
	認定の有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	

次の事項について異動したので特定非営利活動促進法施行令(平成23年政令第319号)附則第4条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第39条の23第15項の規定に基づき、届け出ます。

異 動 事 項	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
所 轄 税 務 署	税務署	税務署	

異動事項に応じて次の書類の添付が必要となります。

異 動 事 項	添 付 書 類	チェック
(1) 公示事項の変更(法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名)	・登記事項証明書(代表者変更の場合は、その変更を明らかにする書類の写しを含みます。)	<input type="checkbox"/>
(2) 定款の変更	・特定非営利活動促進法(以下「NPO法」といいます。)第25条第3項の認証を受けたことを証する書類の写し ・変更後の定款の写し	<input type="checkbox"/>
(3) 合併	・NPO法第34条第3項の認証を受けたことを証する書類の写し ・合併に係る各被合併法人と合併法人の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
(4) 解散(合併による解散を除きます。)	・解散したことを明らかにする登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
(5) その他の重要な変更	・その重要な変更の内容を明らかにする書類の写し	<input type="checkbox"/>

税 理 士 署 名 押 印		Ⓜ
---------------	--	---

税 務 署 処 理 欄	部 門	整 理 簿	名 簿	備 考
-------------	-----	-------	-----	-----

改 正 後

(221 認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の届出書)

認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の届出書

整理番号

平成 年 月 日

主たる事務所の所在地又は納税地 〒 電話 () -

(フリガナ)

法人名 (フリガナ)

代表者の氏名 ㊞

税務署長経由
国税庁長官殿

認定年月日 平成 年 月 日

認定の有効期間の始期 平成 年 月 日

助成金の支給を行ったので、旧租税特別措置法施行令第39条の23第1項第4号ホに規定する助成の実績を以下のとおり届け出ます。

支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	

税理士署名押印 ㊞

税務署処理欄	部門	整理簿	備考
--------	----	-----	----

改 正 前

(221 認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の届出書)

(新 設)

改 正 後

(221 認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の届出書)

「認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の届出書」の記載上の留意点等

この届出書は、認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）附則第4条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（この届出書において「旧租税特別措置法施行令」といいます。）第39条の23第1項第4号ホの規定により助成の実績を記載した書類を遅滞なく国税庁長官に提出することとされており、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

改 正 前

(221 認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の届出書)

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(222 認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書)

(222 認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書)

(新 設)

認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書

 <p>平成 年 月 日</p>	整理番号	
主たる事務所の 所在地又は納税地	〒	電話 () -
(フリガナ)		
法 人 名		
(フリガナ)		
代表者の氏名		⑩
税務署長経由 国 税 庁 長 官 殿	認 定 年 月 日	平成 年 月 日
	認 定 の 有 効 期 間 の 始 期	平成 年 月 日
海外へ200万円超の 送金 金銭の持出し を 行うことになった 行った ので、旧租税特別措置法施行令		
第39条の23第1項第4号への規定に基づき、以下のとおり届け出ます。		
金 額	使 途	予 定 日 (実 施 日)
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
(事前に提出できなかった場合の理由)		
税 理 士 署 名 押 印		⑩
税 務 署 処 理 欄	部 門	備 考

改 正 後

(222 認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書)

「認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書」の記載上の留意点等

この届出書は、認定特定非営利活動法人が200万円超の海外への送金又は金銭の持出しを行う場合に、特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）附則第4条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（この届出書において「旧租税特別措置法施行令」といいます。）第39条の23第1項第4号への規定により金額等を記載した書類を事前に国税庁長官に提出することとされており、その際に使用します。

なお、認定申請書を提出する際又は認定申請書の提出から認定を受けるまでの間に200万円超の海外への送金又は金銭の持出しを行うこととなった場合にも、この届出書を提出する必要があります。この場合においては、「認定年月日」欄は記載せず「認定の有効期間の始期」欄を「認定申請書の提出日」と補正して、当該日を記載します。

「事前に提出できなかった場合の理由」の欄は、災害に対する援助その他緊急を要し事前の提出ができなかった場合にその理由を具体的に記載します。

改 正 前

(222 認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書)

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(223 認定特定非営利活動法人が合併した場合の必要書類の提出書)

(223 認定特定非営利活動法人が合併した場合の必要書類の提出書)

(新 設)

認定特定非営利活動法人が合併した場合の必要書類の提出書

税務署受付印

平成 年 月 日	整理番号		
	主たる事務所の所在地又は納税地	〒 電 話 () — F A X () —	
	(フリガナ) 法 人 名		
	(フリガナ) 代表者の氏名	㊟	
	認 定 の 有 効 期 間	事 業 年 度	
	自 平 成 年 月 日 至 平 成 年 月 日	自 平 成 年 月 日 至 平 成 年 月 日	
	被合併法人名	主たる事務所の所在地又は納税地	代表者の氏名
税務署長経由 国 税 庁 長 官 殿	被合併法人名	主たる事務所の所在地又は納税地	代表者の氏名
被合併法人が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。			

旧租税特別措置法施行規則第 22 条の 12 第 34 項の規定に基づき、以下の書類を提出します。

① 認定を受けていない各被合併法人及び合併法人（当該合併が法人を設立する合併である場合にあっては、当該合併に係る各被合併法人。以下同じです。）に係る旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 3 号、第 4 号イ及びロ、第 6 号並びに第 7 号の要件を満たしている旨（認定を受けていない法人ごとにこれらの要件を満たしている旨）の説明を記載した書類	チェック欄
② 認定を受けていない各被合併法人及び合併法人に係る旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 4 号ハ及びニの要件を満たしている旨（認定を受けていない法人が二以上あるときは、これらの法人を一の法人とみなした場合にこれらの要件を満たしている旨）の説明を記載した書類	
③ 認定を受けていない各被合併法人及び合併法人に係る特定非営利活動促進法第 29 条に規定する事業報告書等の写し	
※ 認定を受けていない被合併法人の上記①～③の書類等については、実績判定期間（旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 3 項に規定する実績判定期間をいいます。以下同じです。）に係るものとなります。 認定を受けていない合併法人の上記①～③の書類等については、その合併の日の前日を直前に終了した事業年度終了の日とした場合の当該実績判定期間に係るものとなります。	

税 理 士 署 名 押 印	㊟
---------------	---

税 務 署 処 理 欄	部 門	整 理 簿	備 考
-------------	-----	-------	-----

改 正 後

(223 認定特定非営利活動法人が合併した場合の必要書類の提出書)

認定特定非営利活動法人が合併した場合の注意事項

認定特定非営利活動法人が合併した場合には、以下の事項に注意してください。

○ 認定の取消事由について

認定特定非営利活動法人と認定を受けていない法人とが合併した場合には、合併により存続する法人及び合併により新たに設立した法人は、認定特定非営利活動法人となります。

なお、次に掲げる要件をそれぞれの法人が満たしていない場合には、認定が取り消されることとなります。

- ① 認定を受けていない被合併法人については、実績判定期間（特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）附則第 4 条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」といいます。）第 39 条の 23 第 3 項に規定する実績判定期間をいいます。以下同じ。）における同条第 1 項第 3 号、第 4 号イ及びロ並びに第 7 号に掲げる要件並びに同項第 4 号ハ及びニ並びに第 6 号に掲げる要件（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年財務省令第 69 号）による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧租税特別措置法施行規則」といいます。）第 22 条の 12 第 33 項）
- ② 認定を受けていない合併法人については、その合併の日の前日を直前に終了した事業年度終了の日とした場合における上記①に掲げる要件（旧租税特別措置法施行規則第 22 条の 12 第 33 項）
- ③ 認定を受けている被合併法人及び合併法人については、旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 3 号、第 4 号イ、ロ、ホ及びへ、第 5 号並びに第 7 号の要件（旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 9 項）
この場合、当該合併に係る各被合併法人及び合併法人（当該合併が法人を設立する合併である場合にあっては、当該合併に係る各被合併法人）のうち認定を受けていない法人が 2 以上あるときにおける要件を満たしているか否かの判定は次のように行います（旧租税特別措置法施行規則第 22 条の 12 第 34 項）。
 - i 旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 3 号、第 4 号イ及びロ、第 6 号並びに第 7 号
認定を受けていない法人ごとに判定する。
 - ii 旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 4 号ハ及びニ
認定を受けていない法人を一の法人とみなして判定する。

○ 提出する書類について

上記①及び②の要件を満たしている旨の説明その他参考となるべき事項を記載した書類を遅滞なく、合併法人の主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければなりません。（旧租税特別措置法施行規則第 22 条の 12 第 34 項）

- (注) 1 上記③の要件を満たしている旨の説明書類等については、ここでの提出は必要ありませんが、後日、要件を満たしているかどうかの確認が必要となったときには、提出を求める場合があります。
- 2 認定を受けていない被合併法人及び合併法人が旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 6 号に掲げる要件を満たすことを説明する書類として、認定を受けていない法人が特定非営利活動促進法第 29 条に基づき所轄庁に提出した事業報告書等の写しも合わせて提出願います（実績判定期間に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 70 号。以下「改正特定非営利活動促進法」といいます。）の施行日（平成 24 年 4 月 1 日）前に開始した各事業年度が含まれる場合には、改正特定非営利活動促進法の規定による改正前の特定非営利活動促進法第 29 条第 1 項に規定する定款等の写しについても、合わせて提出願います）。
 - 3 この書類とは別に、合併について特定非営利活動促進法第 34 条第 3 項の認証を受けたことを証する書類の写し並びに合併に係る各被合併法人及び合併法人の登記事項証明書を異動届出書とともに合併法人の主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出していただく必要があります（旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 15 項、旧租税特別措置法施行規則第 22 条の 12 第 28 項第 3 号）。

○ 提出する書類の様式について

上記の提出書類のうち要件を満たしている旨の説明を記載した書類として、「認定要件チェック表」第 3 表～第 7 表及びその付表を使用される場合には、各表等は次のように使用してください。

- ① 第 3 表、第 3 表付表 1～2、第 4 表（初葉（イ及びロに係る部分））、第 4 表付表、第 6 表及び第 7 表については、認定を受けていない法人ごとに作成することとなりますので、右上欄外の余白に合併前の法人名を記載してください。
- ② 第 4 表（次葉（ハ及びニに係る部分））については、認定を受けていない法人を一の法人とみなして（認定を受けていない法人に係る金額等を合算して）作成してください。

なお、認定を受けていない各被合併法人の実績判定期間が不一致の場合には原則としていずれかの法人の実績判定期間に合わせて金額等を調整することとなりますが、実績判定期間の不一致期間が短い場合（例えば、3 月程度の場合）には、あえて決算を組み直して調整を行わずに、それぞれの被合併法人の実績判定期間に係る金額等を合算する方法で行っても構いません（いずれかの法人の実績判定期間に合わせて調整した場合には調整に係る資料も添付してください）。

改 正 前

(223 認定特定非営利活動法人が合併した場合の必要書類の提出書)

(新 設)

改 正 後

(224 認定特定非営利活動法人としての認定の取消通知書 (通知))

主たる事務 所の所在地 又は納税地		課法 平成 年 月 日
法 人 名		
代表者氏名		殿

国税庁長官

認定特定非営利活動法人としての認定の取消通知書 (通知)

貴法人に対する平成 年 月 日付の認定特定非営利活動法人としての認定は、次の理由により平成 年 月 日に取り消したから通知します。

(理 由)

改 正 前

(224 認定特定非営利活動法人としての認定の取消通知書 (通知))

(新 設)

改 正 後

(224 認定特定非営利活動法人としての認定の取消通知書 (通知))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(224 認定特定非営利活動法人としての認定の取消通知書 (通知))

(新 設)

改 正 後

(225 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)

税務署受付印

特定医療法人としての承認を受けるための申請書

整理番号

平成 年 月 日 税務署長経由 国 税 庁 長 官 殿	納 税 地	〒		
	(フリガナ)	電 話 () ー		
	申 請 者 の 名 称			
	(フリガナ)			
	代 表 者 の 氏 名	Ⓜ		
	設 立 年 月 日	年 月 日	事 業 年 度	月 日 ~ 月 日

租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定医療法人としての承認を受けたいので申請します。

【現に行っている事業の概要】

【その他参考となるべき事項】

・設立時から現在に至るまでの経過概要

・その他の参考事項

税 理 士 署 名 押 印

Ⓜ

税 務 署 処 理 欄 部 門 入 力 整 理 簿 備 考

改 正 前

(225 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)

(新 設)

改 正 後

(225 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)

「特定医療法人としての承認を受けるための申請書」の記載要領等

1 注意事項

- ① 当該申請書及び添付書類は、正本及び副本2通を納税地の所轄税務署に提出してください。
- ② 申請の際には、「申請書類一覧表」に掲げる書類を提出してください。
- ③ 過去に承認の取消しを受けている場合又は承認の取りやめの届出書を提出している場合には、その取消の日又は届出書を提出した日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、申請することができません。

2 記載要領

- ① 「現に行っている事業の概要」欄には、経営する医療施設の名称、所在地及び業務内容を記載してください。また、医療施設の明細を申請書付表「申請者の医療施設等の明細表」に記載してください。
- ② 「その他参考となるべき事項」の「設立時から現在に至るまでの経過概要」欄には、設立時から現在までの法人の沿革を記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。
- ③ 名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「その他参考となるべき事項」の「その他の参考事項」欄にその旨を記載してください。

改 正 前

(225 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)

(新 設)

改 正 後

(226 申請者の医療施設等の明細表 (申請書付表))

5 主要医療機械器具の明細

品名	数量	単価	規格	用途	自用・借用	購入・寄附

6 職種別従業員数の明細

職種	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
人員																	
定員																	
実人員																	
内 特殊 関係者																	

7 附属事業の明細

事業の区分	年間収入金額	年間経費額	差引利益 (損失) 額
	円	円	円
合計			

改 正 前

(226 申請者の医療施設等の明細表 (申請書付表))

(新 設)

改 正 後

(226 申請者の医療施設等の明細表 (申請書付表))

「申請者の医療施設等の明細表」(申請書付表)の記載要領

1 各欄共通

- ① 複数の病院(診療所)を有している場合には、それぞれごとに記載してください。
- ② 記載しきれない場合には、新たに欄を設けるか又は当該用紙を複数枚使用してください。

2 「3 建物の明細」欄

- ① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称(例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等)を記載してください。
- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要(例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等)を記載してください。
- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載してください。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載してください。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途(例えば、病室、診療室、手術室、調剤室、研究室、事務室、看護師宿舎等)を記載してください。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載してください。
- ⑦ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載してください。

3 「4 患者収容定員の明細」欄

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載してください。

4 「5 主要医療機械器具の明細」欄

医療機械器具のうち主要なものを記載してください。

5 「6 職種別従業員数の明細」欄

- ① 申請時の人数を記載してください。
- ② 特殊関係者とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員(以下「設立者等」といいます。)又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。
なお、親族等とは、次の者をいいます。
イ 設立者等と親族関係にある者
ロ 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

6 「7 附属事業の明細」欄

- ① 附属事業には、寄附行為(又は定款)に記載されている附属事業のほか、売店等の附帯事業についても記載してください。
- ② 前期の決算額により記載してください。

改 正 前

(226 申請者の医療施設等の明細表 (申請書付表))

(新 設)

改 正 後

(227 承認要件を満たす旨を説明する書類)

承認要件を満たす旨を説明する書類

1 運営組織 (令 39 条の 25①二)

区 分	総 数	最も人数の多い「親族等」 のグループの人数	割 合
理 事	人	人	%
監 事	人	人	%
評議員	人	人	%
その他 ()	人	人	%

2 経理内容 (令 39 条の 25①三)

区 分	法人の特殊関係者に対する内容	特別の利益の有無
施設の利用		有 ・ 無
金銭の貸付け		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無
給与の支給		有 ・ 無
役員等の選任		有 ・ 無
その他財産の運用 及び事業の運営		有 ・ 無

3 法令違反 (令 39 条の 25①五)

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有 ・ 無
税務調査結果		有 ・ 無
その他公益に 反する事実		有 ・ 無

改 正 前

(227 承認要件を満たす旨を説明する書類)

(新 設)

改 正 後

(227 承認要件を満たす旨を説明する書類)

「承認要件を満たす旨を説明する書類」の記載要領

1 「1 運営組織」欄

「申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表」(書類付表 1) の記載内容に基づき、各欄を記載してください。

2 「2 経理内容」欄

(1) 「法人の特殊関係者に対する内容」欄には、「申請者の経理等に関する明細表」(書類付表 2) の記載内容に基づき、次のように記載してください。

① 「施設の利用」欄

法人の特殊関係者が法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載してください。

② 「金銭の貸付け」欄

法人の特殊関係者に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載してください。

③ 「資産の譲渡」欄

法人の特殊関係者に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載してください。

④ 「給与の支給」欄

法人の特殊関係者に対し支給している給与について、その支給の内容を記載してください。

⑤ 「役員等の選任」欄

法人の特殊関係者が理事、監事又は評議員等に選任された場合に、その選任状況の内容を記載してください。

⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄

法人の特殊関係者からの借入物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載してください。

(2) 法人の特殊関係者とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員(以下「設立者等」といいます。)又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。

なお、親族等とは、次の者をいいます。

イ 設立者等と親族関係にある者

ロ 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

3 「3 法令違反」欄

① 「法令違反」欄には、法人に関して、医療に関する法令その他法令に違反する事実がある場合に、その内容を記載してください。

② 「税務調査結果」欄には、直近に受けた法人の税務調査結果について、その内容を記載してください。

③ 「その他公益に反する事実」欄には、公益に反する事実がある場合に、その内容を記載してください。

改 正 前

(227 承認要件を満たす旨を説明する書類)

(新 設)

改 正 後

(228 申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表 (書類付表 1))

「申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表」(書類付表 1) の記載要領

- (1) 理事、監事及び評議員等 (以下「役員等」といいます。) について、申請時に就任している全ての者を記載してください。
- (2) 「区分」欄には、役員等のいずれかを記載してください。なお、役職名 (理事長等) を記載してください。
- (3) 「親族等の関係」欄には、役員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨 (例えば、〇〇の配偶者、△△の使用人等) を記載してください。
なお、ここにいう「特殊の関係がある者」とは、次に掲げる者をいいます。
イ 親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ロ 親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- (4) 「設立者との関係」欄には、設立者と当該役員等との関係 (例えば、設立者本人、〇〇の長男等) を記載してください。
- (5) 「社員との関係」欄には、社員と当該役員等との関係 (例えば、社員本人、〇〇の従兄等) を記載してください。
- (6) 「給与月額」欄及び「給与支給総額」欄には、法人が役員等としての報酬を支給している場合に、その報酬の額 (「給与月額」欄には申請日の前月分、「給与支給総額」欄には前期分) を記載してください。
なお、その者が法人の従業員となっている場合には、従業員としての給与の額は含めないで、役員等としての報酬の額のみを記載してください。
- (7) 「職業」欄には、当該法人における役職等及び当該法人以外の勤務先等の名称並びに役職等をできる限り具体的に (例えば当法人院長、〇〇会社社長、△△事務所事務員等) 記載してください。

改 正 前

(228 申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表 (書類付表 1))

(新 設)

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

(新 設)

(書類付表 2)

申請者の経理等に関する明細表

1 法人の特殊関係者の施設の利用明細

区 分	特殊関係者の氏名	特殊の関係	内容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
病院の利用					
そ の 他					

2 法人の特殊関係者に対する貸付金の明細

貸付先の氏名	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 法人の特殊関係者に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

改 正 後

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

4 法人の業務に従事している特殊関係者である従業員の明細

氏名	職務内容	生年月日	就職年月日	常勤又は非常勤の別	給与月額	給与支給総額	役員等との関係

5 その他

(1) 法人の特殊関係者からの借用物件の明細

貸主の氏名	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 法人の特殊関係者からの借入金の明細

債権者の氏名	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

改 正 前

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

(新 設)

改 正 後

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

(3) 法人の特殊関係者からの譲受資産の明細

譲受先の氏名	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

(4) 法人の特殊関係者が役員等となっている他の法人の明細

特殊関係者の氏名	特殊の関係	法人の特殊関係者が役員等となっている他の法人の明細					
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等	給与支給総額

(5) その他財産の運用及び事業の運営

特殊関係者の氏名	具 体 的 な 内 容

改 正 前

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

(新 設)

改 正 後

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

「申請者の経理等に関する明細表」(書類付表 2) の記載要領

1 各欄共通

- ① 特殊関係者とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員（以下「設立者等」といいます。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。
 なお、親族等とは、次の者をいいます。
 イ 設立者等と親族関係にある者
 ロ 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 ハ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- ② 記載しきれない場合には、新たに欄を設けるか又は当該用紙を複数枚使用してください。

2 「1 法人の特殊関係者の施設の利用明細」欄

- ① 次の区分に応じて記載してください。
 イ 法人の特殊関係者に対して、法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含みます。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載してください。
 ロ 法人の特殊関係者に対して、病院等において診療を行っている場合には、「病院の利用」欄にその内容を記載してください。
 ハ 法人の特殊関係者に対して、上記以外に当該法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載してください。
- ② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。
- ③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、診療、入院による診療等）を記載してください。
- ④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合には利用期間、診療であれば診療日）を記載してください。

3 「2 法人の特殊関係者に対する貸付金の明細」欄

- ① 法人の特殊関係者に対する貸付金がある場合に記載してください。
- ② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載してください。
- ③ 貸付金現在高は、前期の末日現在の金額を記載してください。
- ④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載してください。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。

4 「3 法人の特殊関係者に対する譲渡資産の明細」欄

- ① 3 期前の事業年度の開始の日から申請の日までの期間内又は定期提出書類の対象事業年度において、法人の特殊関係者（譲渡時に特殊関係者であった者を含みます。）に対して、法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載してください。
- ② 「特殊の関係」欄には、譲渡の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。

5 「4 法人の業務に従事している特殊関係者である従業員の明細」欄

- ① 申請時の従業員（法人の業務に従事している理事、監事又は評議員等を含みます。）のうち、法人の特殊関係者について記載してください。

改 正 前

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

(新 設)

改 正 後

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容 (例えば、副院長、内科部長、事務長等) を記載してください。
 - ③ 「給与月額」及び「給与支給総額」欄には、その者が理事、監事又は評議員となっている場合には、理事、監事又は評議員としての報酬の額を含めないで、従業員としての給与の額 (「給与月額」欄には申請日の前月分、「給与支給総額」欄には前期分) のみを記載してください。
 - ④ 「役員等との関係」欄には、法人の設立者、理事、監事、評議員又は社員との関係 (例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」等) について記載してください。
- 6 「5 その他」の「(1) 法人の特殊関係者からの借用物件の明細」欄
- ① 法人が前期の末日現在において、法人の特殊関係者から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借 (無償で使用している場合を含みます。) している場合に記載してください。
 - ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。
 - ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載してください。
- 7 「5 その他」の「(2) 法人の特殊関係者からの借入金の明細」欄
- ① 法人の特殊関係者からの借入金がある場合に記載してください。
 - ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載してください。
 - ③ 借入金現在高は、前期の末日現在の金額を記載してください。
 - ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載してください。
 - ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。
- 8 「5 その他」の「(3) 法人の特殊関係者からの譲受資産の明細」欄
- ① 3 期前の事業年度の開始の日から申請の日までの期間内又は定期提出書類の対象事業年度において、法人の特殊関係者 (譲渡時に特殊関係者であった者を含みます。) から、法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載してください。
 - ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。
- 9 「5 その他」の「(4) 法人の特殊関係者が役員等となっている他の法人の明細」欄
- ① 法人の特殊関係者が役員等 (従業員を含みます。) となっている他の法人がある場合に、その明細を記載してください。
 - ② 「特殊の関係」欄には、当該特殊関係者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。
 - ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請法人との取引の状況 (例えば、病院の清掃を請け負う等) を記載してください。
 - ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該特殊関係者の役職等 (例えば、役員、従業員等) を記載してください。
 - ⑤ 「給与支給総額」欄には、他の法人における当該特殊関係者の給与支給総額 (前期分) を記載してください。
- 10 「5 その他」の「(5) その他財産の運用及び事業の運営」欄
- 上記以外で他に財産の運用及び事業の運営に関し、法人の特殊関係者が利益を受けている場合に、その内容を記載してください。

改 正 前

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

(新 設)

(230 特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書)

(230 特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書)

(新 設)

税務署受付印

特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書

整理番号

平成 年 月 日 税務署長経由 国 税 庁 長 官 殿	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電 話 () -
	医療法人の名称	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	印

特定医療法人の法人税率の特例の適用をやめますので、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づき届け出ます。

1 特定医療法人としての承認を受けた日 年 月 日

2 特定医療法人の法人税率の特例の適用をやめようとする理由

3 その他参考となるべき事項

[注意事項]

- 届出書は、正本及び副本2通を納税地の所轄税務署に提出してください。
- この届出書を提出すると、提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、特定医療法人としての承認の効力を失います。

税 理 士 署 名 押 印 印

税 務 署 处 理 欄	部 門	入 力	整 理 簿	備 考
-------------	-----	-----	-------	-----

改正後

(231 特定医療法人の承認申請の承認通知書 (通知))

課法 平成 年 月 日	
納 税 地	
法 人 名	
代表者氏名	殿

国税庁長官

特定医療法人の承認申請の承認通知書 (通知)

貴法人から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項の規定に係る承認申請については、租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項に規定する要件を満たすものとして承認したから通知します。

なお、承認後においても、同項の要件を満たさないこととなったと認められる場合には、この承認を取り消すこととなるからこの旨申し添えます。

改正前

(231 特定医療法人の承認申請の承認通知書 (通知))

(新 設)

改正後

(232 特定医療法人の承認申請の却下通知書 (通知))

納税地		課法 平成 年 月 日
法人名		
代表者氏名		殿

国税庁長官

特定医療法人の承認申請の却下通知書 (通知)

貴法人から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第67条の2第1項の規定に係る承認申請について審査したところ、以下の理由により租税特別措置法施行令第39条の25第1項第 号に規定する要件を満たさないと認められるので、これを却下したから通知します。

(処分の理由)

改正前

(232 特定医療法人の承認申請の却下通知書)

(新 設)

改 正 後

(232 特定医療法人の承認申請の却下通知書 (通知))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(232 特定医療法人の承認申請の却下通知書)

(新 設)

(232 特定医療法人の承認申請の却下通知書)

特定医療法人の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定医療法人の承認申請の却下通知書」は、特定医療法人の承認申請について、却下する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
処 分 の 理 由	却下する理由を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(232 特定医療法人の承認申請の却下通知書)

(新 設)

改正後

(233 特定医療法人の承認の取消通知書 (通知))

課法 平成 年 月 日	
納 税 地	
法 人 名	
代表者氏名	殿

国税庁長官

特定医療法人の承認の取消通知書 (通知)

貴法人に対する平成 年 月 日付で通知した租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項の規定に係る承認については、以下の事実により租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 号に定める要件を満たさなくなったと認められるので、同法第 67 条の 2 第 2 項の規定により、その事実があったと認められる平成 年 月 日以後に終了する事業年度に係る特定医療法人の法人税率の特例の承認を取り消したから通知します。

(取消処分の基因となった事実)

改正前

(233 特定医療法人の承認の取消通知書 (通知))

(新 設)

改 正 後

(233 特定医療法人の承認の取消通知書 (通知))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(233 特定医療法人の承認の取消通知書 (通知))

(新 設)

改 正 後

(233 特定医療法人の承認の取消通知書 (要領))

特定医療法人の承認の取消通知書

1 使用目的

「特定医療法人の承認の取消通知書」は、特定医療法人の承認について、取り消す場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
(取消処分の基因となった事実)	取消処分の基因となった事実について具体的に記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(233 特定医療法人の承認の取消通知書 (要領))

(新 設)

改正後

(237 源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
平成 年 月 日

財務事務官
税務署長 印

源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書

平成 年 月 日に提出された源泉所得税の納期の特例適用につ
いての申請は、以下の理由により却下しましたから通知します。

(処分の理由)

改正前

(210 源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書)

住所 または 所在地	
氏名 または 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
平成 年 月 日

財務事務官
税務署長 印

源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書

平成 年 月 日に提出された源泉所得税の納期の特例適用につ
いての申請は、却下しましたから通知します。

改正後

(239 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
平成 年 月 日

財務事務官
税務署長 印

源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書

平成 年 月 日に承認した源泉所得税の納期の特例適用につ
いては、以下の理由によりその承認を取り消しましたから通知します。

(処分の理由)

改正前

(212 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書)

住所 または 所在地	
氏名 または 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
平成 年 月 日

財務事務官
税務署長 印

源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書

平成 年 月 日に承認した源泉所得税の納期の特例適用につ
いては、次の理由によりその承認を取り消しましたから通知します。

(理由)

改正後

(243 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
年 月 日

財務事務官

税務署長



源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法
による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書

年 月 日に提出された所得税法 第198条第2項
 第203条第4項 に規定する源泉徴収
 第203条の5第4項

に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請は、以下の理由により承認しないこ

とを決定しましたから通知します。

(処分の理由)

改正前

(216 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書)

住所 または 所在地	
氏名 または 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
平成 年 月 日

財務事務官

税務署長



源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法
による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書

平成 年 月 日に提出された所得税法 第198条第2項
 第203条第4項 に規定する源泉
 第203条の5第4項

徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請は、承認しないことを
決定しましたから通知します。

(規格 A 4)

改正後

(244 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
年 月 日

財務事務官

税務署長



源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の
電磁的方法による提供の承認の取消通知書

年 月 日に承認した所得税法 第198条第2項
 第203条第4項 に規定する源泉徴収
 第203条の5第4項

に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認については、以下の理由によりその承認を取り消しましたから通知します。

(処分の理由)

- 電磁的方法による提供を適正に行うことができる措置を講じていないこと
- 電磁的方法による提供をした者を特定するための必要な措置を講じていないこと
- 電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていないこと
- その他 ()

改正前

(217 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書)

住所 または 所在地	
氏名 または 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
平成 年 月 日

財務事務官

税務署長



源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の
電磁的方法による提供の承認の取消通知書

平成 年 月 日に承認した所得税法 第198条第2項
 第203条第4項 に規定する
 第203条の5第4項

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認については、次の理由によりその承認を取り消しましたから通知します。

(理由)

- 電磁的方法による提供を適正に行うことができる措置を講じていないこと
- 電磁的方法による提供をした者を特定するための必要な措置を講じていないこと
- 電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていないこと
- その他 ()